

令和7年2月4日

議 長 様

議会改革特別委員会委員長

委員会調査中間報告書

本委員会の調査事項について、会議規則第43条の2第2項の規定により、調査の結果を次のとおり中間報告します。

1 調査事項

議会改革に関する諸問題の調査・研究

2 調査の概要及び結果

(1) 令和3年6月2日（第1回委員会）

ア 議会報告会・意見交換会について

新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、議会報告会・意見交換会は開催しないこととした。

イ 今後の議会改革事項の検討について

各委員から次の検討課題が提示され、今後の委員会で検討していくこととした。

- ・議員定数について／議員アンケート調査結果を基にした住民アンケートの実施について
- ・タブレット端末の導入について
- ・オンライン委員会の開催について
- ・本会議のインターネット中継について

(2) 令和3年9月30日（第2回委員会）

ア 議会中継について

議会本会議について、録画したデータをユーチューブで配信することとした。

(3) 令和3年12月2日（第3回委員会）

ア 議会報告会・意見交換会について

新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、議会報告会・意見交換会は開催しないこととした。

(4) 令和4年1月19日（第4回委員会）

ア 議会中継について

新庁舎に移転するまでの間、議会中継の録画データを編集し、ユー

- チューブで配信することとした。
- イ 全員協議会と常任委員会で扱う議題の整理について
議案及び補正予算に含まれる事業の説明は全員協議会とすることとした。
- (5) 令和4年2月9日（第5回委員会）
- ア 議会基本条例の見直しについて
海田町議会基本条例中、議会報告会及び意見交換会に係る規定について協議を行った。
- (6) 令和4年4月6日（第6回委員会）
- ア 議会基本条例の見直しについて
第5回委員会で協議した議会基本条例中の議会報告会及び意見交換会に係る規定について、「開催するよう努めるものとする」から「必要に応じて開催する」よう改正することとした。
- イ 議会報告会の開催について
新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、当初予算に関する議会報告会は、行わないこととした。
- (7) 令和4年6月2日（第7回委員会）
- ア 政務活動費について
政務活動費の交付額については、現状維持とした。
- イ タブレット端末の導入について
タブレット端末の導入については、6月定例会終了後に再度協議することとした。
- (8) 令和4年8月9日（第8回委員会）
- ア タブレット端末の導入について
議会においてタブレット端末を導入することとした。
- イ 議会中継について
議会本会議の中継について、庁舎移転に合わせて、現在の録画配信に加え、生中継を実施することとした。
- (9) 令和4年10月7日（第9回委員会）
- ア 議会報告会について
新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、議会報告会・意見交換会は開催しないこととした。
- (10) 令和5年1月31日（第10回委員会）
- ア 海田町議会傍聴規則の改正について
傍聴規則第4条の傍聴人受付簿に係る部分について、現状に合わせて改正することとした。
- イ タブレット端末の運用について
タブレット端末の運用に係る各種事項について検討の上、決定した。

- (11) 令和5年4月6日（第11回委員会）
ア 議会報告会について
議会報告会の開催時期については、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、慎重に判断することとした。
イ 長期欠席による議員報酬等の減額について
長期欠席による議員報酬等の減額に係る条例を制定することとした。
- (12) 令和5年5月17日（第12回委員会）
ア 議員の長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する条例について
条例案について決定し、6月定例会に提出することとした。
イ 議員の請負の状況の公表に関する条例について
議員の請負の状況の公表に関する条例を制定することとした。
- (13) 令和5年7月12日（第13回委員会）
ア タブレット端末の運用について
タブレット端末の運用方針及び使用基準について決定し、今後開催する委員会及び全員協議会の資料については、全てタブレット端末を使用して閲覧することとした。
イ 海田町議会議員の請負の状況の公表に関する条例案について
条例案について決定し、9月定例会に提出することとした。
- (14) 令和5年12月21日（第14回委員会）
ア 自治会連合会との意見交換会について
自治会連合会との意見交換会を実施することとした（令和6年1月31日に実施）。
イ 委員会所管事務県外調査の予算について
来年度の旅費について、1人当たり8万円に増額するよう予算要求することとした。
ウ 政務活動費について
議員活動の充実のため、政務活動費の1人当たりの交付額を月額10,000円に増額することとし、町長に対して報酬等審議会に諮問するよう求めることとした。
- (15) 令和6年2月21日（第15回委員会）
ア 政務活動費について
政務活動費の1人当たりの交付額を増額する条例改正案について決定し、3月定例会に提出することとした。
- (16) 令和6年4月25日（第16回委員会）
ア 議会報告会について
令和6年度の議会報告会を開催することと決定した（令和6年6月21日に実施）。
- (17) 令和6年5月16日（第17回委員会）
ア 議会基本条例の検証について

各委員から提出された議会基本条例の評価票をもとに、条例の検証を行った。また、意見交換会の開催に重点を置くため、議会基本条例第6条第1項を改正することとした。

(18) 令和6年7月30日（第18回委員会）

ア 傍聴者への議会資料の提供について

議会報告会において参加者から要望のあった議会資料の提供については、今後の検討課題とした。

イ 議会報告会での質疑事項等に対する回答について

議会報告会において参加者から出された質疑・要望に対する回答については、主な内容についてのみ議会だより、ホームページ等に掲載することとする。

(19) 令和6年12月4日（第19回委員会）

ア 議員報酬について

議員報酬について増額することとし、町長に対して報酬等審議会に諮問するよう求めることとした。

(20) 令和7年1月23日（第20回委員会）

ア 議員報酬の額の改定について

報酬等審議会の答申内容を踏まえ、議員報酬の額を次のとおり改定するため、条例改正案を2月定例会に提出することとした。

- ・議長 月額 367,000 円（改定前：321,000 円）
- ・副議長 月額 316,000 円（改定前：265,000 円）
- ・常任委員会の委員長 月額 310,000 円（改定前：259,000 円）
- ・議会運営委員会の委員長 月額 310,000 円（改定前：259,000 円）
- ・議員 月額 300,000 円（改定前：254,000 円）

答申の中で附帯意見として出された「議員活動の見える化」及び「議員定数」については、議員改選後に検討を行うこととした。

イ 委員会調査報告について

これまでの調査内容について、次回の定例会において報告を行うこととした。

○議会報告会等の実施状況

実施内容	実施日	開始時間	場所
自治会連合会との意見交換会	R6. 1. 31	19：00	海田町役場
議会報告会・意見交換会	R6. 6. 21	15：00	海田町役場

3 主な改革事項

- タブレット端末の導入
- 議会生中継の実施
- 議員の長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する条例の制定
- 議員の請負の状況の公表に関する条例の制定
- 政務活動費の改定
- 議員報酬の改定

4 その他

本委員会では、議会改革、活性化等について調査・研究を実施し、一定の成果をあげてきたが、議会としてさらなる活性化、議会の充実を推し進める必要がある。